

東近江市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

[令和6年度～令和8年度]

概要版



第1章 計画の策定に当たって

+ 計画の位置付け・期間

- この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定するものです。
- 令和22年（2040年）の現役世代の急減を見据えた計画として、地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、中長期的な高齢者人口や介護サービスのニーズを見据えて策定しています。
- 計画期間は令和6年度（2024年度）から8年度（2026年度）までの3年間です。

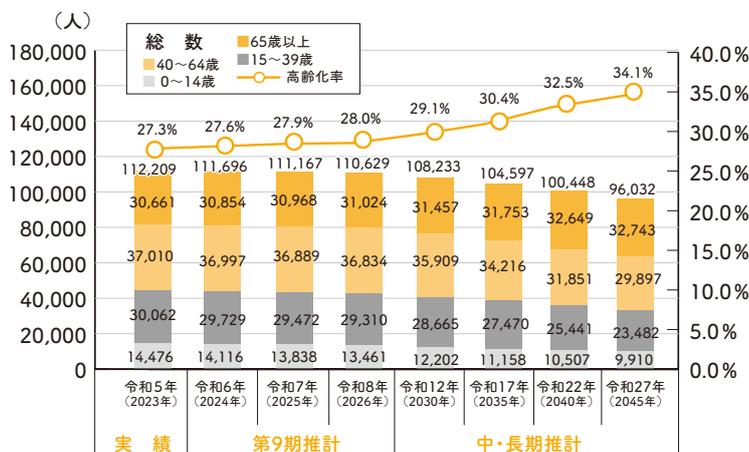
第2章 東近江市の高齢者の現状と課題

+ 高齢者人口等

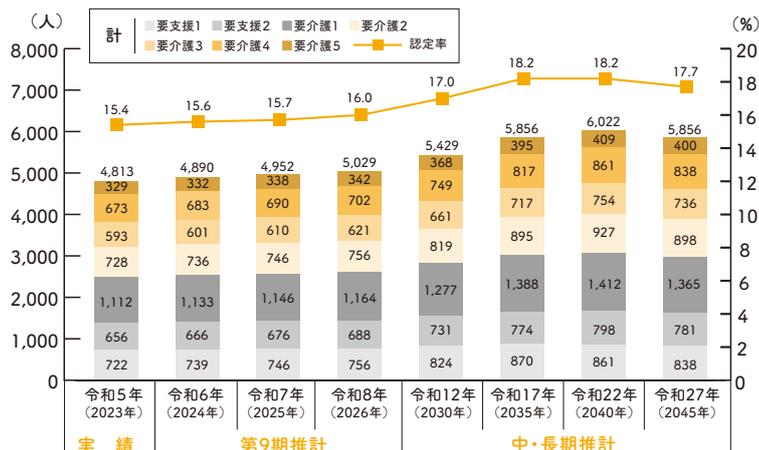
- 本市の人口は、令和5年（2023年）10月1日現在112,209人となっています。
- 総人口は減少傾向で推移していますが、高齢者人口は増加し続け、これに伴い高齢化率も上昇傾向にあり令和5年で27.3%になっています。
- 今後も、高齢者人口は微増基調で推移し、高齢化率（高齢者人口の総人口に対する割合）は今後も上昇し、令和8年には28.0%、さらに令和22年には32.5%にまで増加すると見込まれます。

資料：住民基本台帳（令和5年は10月1日現在）
※令和6年以降は、住民基本台帳人口データ（令和元年～令和5年）を基に各年10月1日の値を独自推計

[東近江市全体 将来人口]



[認定者数の推計]



+ 要介護認定者数

- 要支援・要介護認定者数は、後期高齢者人口の増加に伴い今後も増加傾向となり、令和8年（2026年）には5,029人、要介護認定率は16.0%と推計されます。また、令和22年（2040年）には6,022人、要介護認定率は18.2%と推計されます。

資料：介護保険事業状況報告（令和5年は9月末現在）
※要介護度別認定者数については第2号被保険者を含めた数値、認定率については第1号被保険者のみの数値

+ 計画策定に向けた課題

- 計画策定に当たっては、アンケート調査結果及び第8期計画の事業の成果と実施状況、介護保険事業の状況を分析し、八つの課題を整理しました。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 介護予防・健康づくり | (5) 在宅生活の継続のための取組の充実 |
| (2) 地域づくりの推進 | (6) 介護人材確保のための支援の充実 |
| (3) 認知症の支援 | (7) 新型コロナウイルス感染症の影響 |
| (4) 家族介護者への支援の充実 | (8) 主観的幸福感の向上 |

第3章 計画の基本的な考え方

+ 基本目標

- 第9期計画においても、第8期計画を継承し、基本目標を次のとおり定めます。

基本目標

地域包括ケアシステムの推進により、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちをつくる

+ 基本方針

- 基本目標を実現するための具体的な取組方針として、六つの基本方針を設定します。

基本方針①	介護予防の推進
基本方針②	可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備
基本方針③	「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進
基本方針④	個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保
基本方針⑤	地域を基盤とする包括的な支援体制の構築
基本方針⑥	介護保険の安定した運営



+ 日常生活圏域

- 第9期においても、引き続きそれぞれの地域の特徴やこれまでの基盤整備等の状況を踏まえ、合併前の区域を基本とするそれぞれの課題や地域の実情に応じた10の日常生活圏域を設定し、地域包括ケアシステムを更に深化・推進していきます。

八日市西(平田・市辺・中野)	愛東
八日市東(玉緒・御園・南部)	湖東
八日市(八日市・建部)	能登川東(JR線路の東側)
永源寺	能登川西(JR線路の西側)
五個荘	蒲生

【本市の日常生活圏域(10圏域)】



[東近江市が目指す地域包括ケアシステム]

●本市が目指す地域包括ケアシステムの一環として、「健康寿命を延ばし、元気な100歳を目指す」取組を一層進めます。

地域包括ケアシステムのイメージ

誰もが住み続けたいまち



- 協議体 (Association)
- 生活支援コーディネーター (Life Support Coordinator)
- まちづくり団体 (Town Building Organization)
- 自治会 (Neighborhood Association)
- 民生委員・児童委員 (Welfare Officer/Child Welfare Officer)
- 社会福祉法人 (Social Welfare Corporation)
- NPO ボランティア (NPO Volunteer)
- 事業所・法人 (Business/Corporation)

第4章 施策の展開

基本方針① 介護予防の推進

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を進め、地域の課題に応じた生活習慣病の重症化予防や高齢者が役割を持つ社会参加できる場づくりを推進します。
- 要介護状態等の軽減・悪化の防止を目指し、高齢者自身が地域で自立した日常生活を送れるためのサービスが提供できるよう自立支援型ケアマネジメントを推進します。

基本施策1 保健事業と介護予防の一体的な取組

施策1 フレイル予防と健康づくり

- 介護予防の普及・啓発
- 生活習慣病の重症化予防
- フレイル予防

施策2 高齢者の活動の場の充実

- 高齢者活動支援
- 就労的活動支援コーディネーターの配置
- 老人福祉センターの運営
- 通いの場参加促進
- 社会参加のための環境整備

基本施策2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

施策1 多様なサービスの推進

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

基本施策3 自立支援型ケアマネジメントの推進

施策1 自立支援型ケアマネジメントの推進

- 自立支援型ケアマネジメントの支援
- 介護支援専門員への後方支援

基本方針② 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備

- 医療や介護が必要になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、地域における在宅介護・医療の連携強化を図ります。
- 在宅介護を支えるサービスとして、引き続き住民の身近なところでサービスが提供される地域密着型サービス基盤の整備を推進します。
- 高齢者のみの世帯や高齢者独居世帯の増加が見込まれる中で、住まいと生活の一体的な支援体制の整備、住環境の改善を推進します。

基本施策1 在宅医療・介護の連携強化

施策1 在宅療養に向けた市民の理解

- 在宅療養の普及・啓発

施策2 在宅医療・介護の連携強化と環境整備

- 在宅療養を支える多様な専門職による連携の体制づくり
- 本人や家族への支援

基本施策2 介護サービス基盤の整備

施策1 地域密着型サービスの充実

- 地域密着型サービス基盤の整備
- 地域交流スペースの活用



基本施策3 高齢者の住まいと生活の一体的な支援

施策1 高齢者の住まいの多様化・充実に向けた環境整備

- 高齢者の住まいの提供
- 高齢者向け施設、住宅の確保に向けた実態把握



基本方針③ 「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進

■ 認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を目指して、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、周囲や地域の認知症に関する理解を促進し、共生の地域づくりを推進するとともに、予防の取組を強化します。

基本施策1 認知症予防の普及・啓発活動の推進

施策1 普及・啓発活動の推進

- 認知症に関する情報共有と本人発信の支援
- 認知症に関する普及・啓発
- 認知症の予防

施策2 早期に診断・対応できる体制の充実

- 相談窓口や専門医療機関等の周知
- 早期発見・早期対応の体制づくり

基本施策2 共生の地域づくりの推進

施策1 共生と社会参加の推進

- 地域のネットワークの構築
- 地域の見守り体制づくり
- 家族介護者への支援

施策2 若年性認知症の啓発と支援体制の構築

- 本人や家族への相談支援
- 若年性認知症の人の居場所づくり

基本方針④ 個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保

■ 高齢者の権利や尊厳を守るため、虐待への早期対応や地域福祉権利擁護事業との連携、成年後見制度の利用促進を図ります。

■ 高齢者が外出しやすく、生活しやすい環境づくりとともに、感染症対策や防災・安全対策等を推進します。

基本施策1 高齢者の人権尊重と権利擁護

施策1 高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援の推進

- 高齢者虐待対応短期宿泊事業
- 高齢者虐待防止ネットワーク事業
- 虐待防止の啓発活動

施策2 成年後見制度の利用促進

- 権利擁護・成年後見相談支援事業
- 権利擁護事業・成年後見制度の普及・啓発
- 成年後見制度の利用促進

基本施策2 安全で安心な暮らしの確保

施策1 災害時における支援体制の整備

- 避難行動要支援者避難支援制度の周知
- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定

施策2 感染症対策

- 感染症対策
- 感染症発生時に備えた生活支援体制整備
- 感染症拡大時期の介護予防

施策3 高齢者が自立して生活ができる環境の整備

- 地域公共交通の利用促進
- 地域公共交通を活用した外出機会の創出
- 独居高齢者世帯等への支援



基本方針⑤ 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、中核的な機能を担う地域包括支援センターの体制強化・整備を図ります。
- 支援が必要な高齢者やその家族などが抱える多様で複雑な生活課題の早期発見と早期対応に向け、行政と関係機関との連携体制を強化します。
- 地域の資源や人材を発掘し、見守りや支え合いの仕組みづくりを推進します。

基本施策1 地域包括支援センターの機能強化

施策1 地域包括支援センターの体制強化・整備

- 地域包括支援センターの運営体制の整備と強化
- 高齢者を総合的に支援するための機能強化
- 地域の特性に応じた体制づくり

施策2 高齢者の総合相談窓口の普及・啓発

- 地域包括支援センターの周知
- 高齢者の実態把握

基本施策2 地域支え合い体制づくりの推進

施策1 地域支え合い体制づくりの推進

- 地域支え合いコーディネーターの設置（第1層）
- 地域支え合い体制の推進（第2層）
- 重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」



基本方針⑥ 介護保険の安定した運営

- 高齢者が必要なときに適切なサービスが提供されるよう、人材の確保及び業務の改善を図ることにより、介護保険を中心としたサービス基盤の強化に努めます。
- 要支援・要介護者のニーズ等を踏まえながら、今後もサービスの質の向上と量的確保を図るとともに、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化を図ります。

基本施策1 介護保険の安定した運営

施策1 介護保険の安定した運営

- 介護保険制度の理解促進と安定的な運営
- 介護給付及び認定審査基準の適正化
- 事業所指導
- 介護保険事業所への支援

基本施策2 介護サービスの質の向上

施策1 介護人材の確保・資質の向上

- 新たな介護・福祉人材の確保、定着支援（離職者の削減）、専門性の向上

基本方針別・施策別成果指標

より実効性のある計画とするため、成果指標を設定しつつ、関連施策・事業を推進します。

成果指標	基準値	第9期計画目標値			長期目標値
	R 5 (見込み)	R 6	R 7	R 8	R 22
〔基本方針①〕 介護予防の推進					
75歳以上の高齢者の健診受診率 (%) ※	26.0	20.0	21.0	22.0	36.0
住民主体の通いの場の数 (箇所)	200	205	208	210	225
訪問型サービス提供数 (箇所)	1	1	2	2	5
通所型サービス提供数 (箇所)	10	11	12	13	20
自立支援型ケアマネジメントの研修及び会議参加事業所割合 (%)	80	85	90	95	100
〔基本方針②〕 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備					
在宅療養に関するセミナー及び講演会の参加者数 (人)	300	300	300	300	300
多職種勉強会及び在宅医療・介護連携推進事業検討会の開催回数 (回)	10	13	15	15	20
地域密着型介護福祉施設入所者生活介護 (整備数/箇所)	3	3	3	3	5
認知症対応型共同生活介護 (整備数/箇所)	13	13	14	14	16
小規模多機能型居宅介護 (整備数/箇所)	8	8	8	8	10
看護小規模多機能型居宅介護 (整備数/箇所)	0	0	0	0	1
〔基本方針③〕 「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進					
認知症サポーター数 (人)	280	450	500	500	1,000
活動しているキャラバンメイト数 (人)	40	50	55	60	150
初期集中支援チームによる支援提供件数 (ケース数)	7	10	13	15	35
地域とともに認知症対応に取り組む事業所数 (箇所)	3	5	7	10	15
〔基本方針④〕 個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保					
高齢者虐待防止研修の開催回数 (回)	1	2	3	3	3
成年後見制度の認知割合 (%)	31.6	—	—	45	70
個別避難計画作成件数 (件)	150	200	250	300	800
〔基本方針⑤〕 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築					
地域包括支援センター設置数 (箇所)	3	3	4	5	6
65歳以上の地域包括支援センターの認知度 (%)	55.2	—	—	65.0	70.0
地域支え合い推進員 (第2層生活支援コーディネーター) のいる協議体数 (箇所)	7	12	13	14	14

※令和6年度(2024年度)から後期高齢者健康診査の対象者の範囲が大幅に拡大されるため、受診率が基準値と比較して低下することが予測されます。

第5章 介護保険事業の見込み

+ 第1号被保険者の所得段階区分

本市の第9期介護保険料（基準額）は前期と同じ、月額 5,200円です。

所得段階区分と保険料率

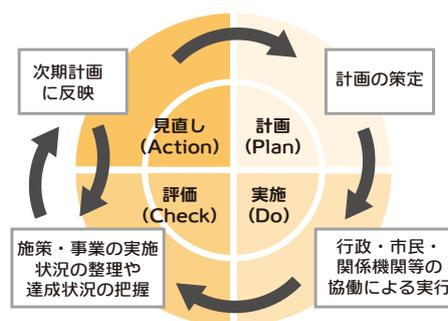
所得区分	保険料率	所得・その他要件
第1段階	基準額×0.455 (基準額×0.285)	●世帯全員が住民税非課税者で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 ●世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者 ●生活保護受給者
第2段階	基準額×0.685 (基準額×0.485)	世帯全員が住民税非課税者で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の方
第3段階	基準額×0.69 (基準額×0.685)	世帯全員が住民税非課税者で、第1段階、第2段階に該当しない方
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者（世帯に課税の方がいる）で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方
第5段階	【基準額】	本人が住民税非課税者（世帯に課税の方がいる）で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	基準額×1.90	本人が住民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	基準額×2.10	本人が住民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	基準額×2.30	本人が住民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	基準額×2.40	本人が住民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の方

※（ ）は公費による負担軽減割合であり、実質負担率は、公費による負担軽減後の保険料率です。

第6章 計画の円滑な推進

- 東近江市高齢者保健福祉推進会議・介護保険事業運営協議会において、本計画の実施状況や進捗状況などの点検・評価を行うとともに、高齢者を取り巻く状況に対応した、より効果的な事業の実施方法を検討します。また、会議の内容については、市ホームページなどで公表します。
- 本計画の進捗状況の把握・評価に当たっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行うことで進捗状況を把握し、計画の適切な評価に取り組みます。

PDCAサイクルのイメージ図



第9期 東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 令和6年（2024年）3月

編集・発行 / 東近江市福祉部長寿福祉課 〒527-8527滋賀県東近江市八日市緑町10番5号